



令和6年4月8日
発行：保護者と教職員の会事務局

印西市立西の原中学校保護者と教職員の会会則

第1条（名称及び事務局）

本会は、印西市立西の原中学校保護者と教職員の会と称し、事務局を西の原中学校（千葉県印西市西の原1丁目3番地）内に置く。

第2条（会員）

本会は、西の原中学校在籍生徒の全保護者と全教職員を以て構成する。

第3条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校・地域における生徒の健全な成長を図るとともに、会員の親睦などの充実を目的とする。

第4条（組織）

活動体として5委員会を定める。会員は3年間に1回（生徒1人につき1回）程度、いずれかの委員会に所属し、学級ごとに各委員会代表2名を選出する。学級代表の中から学年代表を1名以上選出する。

第5条（「保護者と教職員の代表会」）

保護者と教職員の代表会は提案事項を審議および執行する。5委員会ごとの各代表3名、家庭教育学級2名 合計17名と学校代表によって「保護者と教職員の代表会」とする。学校代表は校長、教頭、教務主任とする。

第6条（会計監査）

会計監査は代表会に出席しない会員から2名選出する。

第7条（会費）

会費は1世帯あたり年額1,000円とし、年度始めに一括納入する。会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条（細則及び慶弔規定）

別に細則及び慶弔規定を設ける。

第9条（「保護者と教職員の代表会」の運営）

① 決議方法

所属委員の過半数の賛同を以って決するものとする。

② 開催方法

原則年4回、西の原中学校内で開催する。但し、会員又は委員会から緊急を要する提案があった場合はこの限りではない。また、不可抗力事由（天災、人災、感染症蔓延、その他これらに類似する事象等）の発生により代表会の開催が困難又は現に集合して開催することが不適切と判断される場合は、保護者側代表と学校側代表の協議の上で、その開催の中止又はリモート等での開催に変更できる。

リモート開催への変更には、代表会委員会委員のいずれか複数名が提案、適切な方法を選択し他の委員に可能な限り遅滞なく伝達することとする。

③ 委員会活動停止の措置

不可抗力事由（天災、人災、感染症蔓延、その他これらに類似する事象等）の発生により委員会の開催が困難又は現に集合して開催することが不適切と判断される場合、又は不可抗力的事由に限らず西の原中学校を取り巻く環境の変化等により委員会の活動が困難又は使命を失ったと判断される場合は、「保護者と教職員の代表会」の決議を以って、全部又は一部の委員会の活動の一時的停止又は解散・廃止ができるものとする。

なお、各委員会においても代表会におけるそれに準じる形で定例会等のリモート開催ができるものとする。

第10条 本会則の改廃

本会則を改廃する場合は、前条①に依る代表会の決議を以ってこれを推進可とする。

細 則

(代表会の運営)

司会、議事録、広報（ぎんなん）の発行は持ち回りとする。各委員会内で書記と会計を決め、それ以外のメンバーから全体の会計2名を決める。

(学年代表について)

子どもの在学中に代表を務めた者はその子が在学中は代表を免除される。

(会計)

《一般会計》

この会の経費は、会費を持って充てる。会費は総額を各委員会に振り分け、それぞれの会が管理する。繰越金が出た場合は、特別会計に繰り入れる。

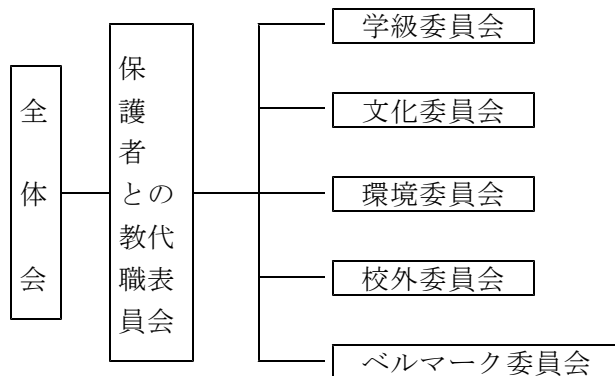
《特別会計》

資源ゴミ回収の収益金等を特別会計とし、生徒の活動費及び学校の環境整備に充てる。ただし、代表会で承認を得る。管理は学校で行う。会計年度・監査・繰越金については、一般会計に準ずる。

(慶弔規定)

弔慰金、災害見舞金は、一律5,000円とする。(会員及び在校生)

〈組織図〉



* 全体会は特別に開かず、学校主催の保護者全体会の場で活動内容や会計等の報告を行うものとする。

〈活動内容〉

【学級委員会】

学級保護者会の司会進行。学級懇談会、茶話会、学年レク等の運営。

会員相互の親睦。慶弔関係。さわやかコミュニティ推進会議に参加。

※西の原中学校、西の原小学校、原小学校、の3校で持ち回りでさわコミ会議を運営。幹事校にあたる年度は学級委員の3年生代表がさわやかコミュニティ推進委員会の代表を兼ねる。(令和5年より運用)

【文化委員会】

正装リサイクルの開催と作業（リサイクル品を募り、回収、保管、仕分け等）。

【環境委員会】

除草作業の企画運営。

資源物の回収の企画・広報・運営

【校外委員会】

安全・健全育成活動

(夏休み・体育祭時のパトロール、さわコミパトロール)

【ベルマーク委員会】

ベルマークの整理・手続き・広報活動

* 活動内容については、参考です。

* 複数の学年や学級にお子さまが在籍している家庭（保護者）につきましても、いずれかの学級で委員会に所属すれば、他の学級では所属する必要はありません。

